

別紙様式1

法令適用事前確認手続照会書

2023年11月26日

出入国在留管理庁参事官室の長 様

照会者名 特定行政書士 林 幹



下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記6において照会者の公表を希望する場合は、照会者の名前を含む。）
が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第20条第3項

出入国管理及び難民認定法別表第一の二

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

在留資格『技術・人文知識・国際業務』を付与されている外国人が、今後、会社における経営活動に従事するため、在留資格を『技術・人文知識・国際業務』から『高度専門職1号口』に変更することを予定しています。

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

（1）見解

会社における経営活動に従事する場合は、経営学の知識を要する業務に従事する活動として、在留資格「高度専門職1号口」の法別表における「人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」に該当し、「高度専門職1号口」のポイント計算表を使用して70ポイント以上であれば、在留資格「高度専門職1号口」へ変更することができる。

（2）根拠

在留資格「高度専門職1号口」は、その法別表において、「法務大臣が指定する本邦の公私との機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動」

と規定されているところ、会社の経営活動も、経営学の知識を要する業務に従事する活動として、「人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」に該当する。

この点、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の法別表では、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」から、活動が重複し得る「一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動」が除外されている。しかし、在留資格「高度専門職1号口」の法別表は、「人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」から在留資格「経営・管理」に該当する活動を除外しておらず、上記の解釈に支障はない。かつて、在留資格「経営・管理」の前身である「投資・経営」は、外国人や外国企業による投資を要件としていたので、外国資本を欠く会社で経営活動に従事する場合は、在留資格「投資・経営」に該当しないため、経営活動は「人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」が付与されていたこともこのような解釈を前提とするものである。

法務省の入国在留審査要領も、「『高度専門職1号口』の在留資格に該当する活動は、主に『技術・人文知識・国際業務』の在留資格に相当する活動と重複する。法別表上『技術・人文知識・国際業務』の在留資格と同一の活動を包含している『企業内転勤』の在留資格も、活動が重複することが想定されており、『技術・人文知識・国際業務』の在留資格から除かれている『教授』、『芸術』、『報道』、『経営・管理』、『法律・会計業務』、『医療』、『研究』、『教育』又は『興行』の在留資格に対応する活動を行う場合も重複し得る。」とし、会社の経営活動が在留資格「高度専門職1号口」に該当し得ることを想定している。

「高度専門職」に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令も下記のとおり規定し、申請人が「技術・人文知識・国際業務」に該当する場合と「経営・管理」に該当する場合とで区別していない。

「高度専門職」に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

申請人が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項に掲げる基準（70ポイント以上！）に適合することのほか、次の各号のいずれにも該当すること。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。

ロ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当し、かつ、この表の当該活動の項の下欄に掲げる基準に適合すること。

4 公表の延期の希望（※本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。）

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否 否

6 照会者名の公表を希望します。

7 連絡先

(1) 郵便番号 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 照会者名 特定行政書士 林 幹

(4) 電話番号 [REDACTED]

(5) 電子メールアドレス [REDACTED]